

別表項番	規制技術	項目別対比表	パラメータシート	
外為令	1の項. 武器			
	1	輸出令別表第1の1の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	2の項. 原子力(貨物等省令:第15条)			
	2(1)	輸出令別表第1の2の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	2(2)	数値制御装置の使用の技術	○	
	3の項. 化学兵器(貨物等省令:第15条の2)			
	3(1)	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	3(2)	輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	3の2の項. 生物兵器(貨物等省令:第15条の3)			
	3の2(1)	輸出令別表第1の3の2の項(1)の貨物の設計・製造の技術	○	
	3の2(2)	輸出令別表第1の3の2の項(2)の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	4の項. ミサイル(貨物等省令:第16条)			
	4(1)	輸出令別表第1の4の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	コンピュータ(6号のみ)
	4(2)	アビオニクス装置,部分品の設計の技術	○	
	4(3)	ロケット,無人航空機搭載用の電子計算機の使用の技術	○	コンピュータ (1号~3号のみ)
	4(4)	オートクレープの使用の技術	○	
	4(5)	原料ガス定着装置の使用の技術	○	
	5の項. 先端材料(貨物等省令:第17条)			
	5(1)	輸出令別表第1の5の項の貨物の設計・製造の技術	○	
	5(2)	輸出令別表第1の5の項の貨物の使用の技術	○	
	5(3)	セラミック粉末又はセラミック,その材料物質の設計・製造の技術	○	
	5(4)	ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計・製造の技術	○	
	5(5)	ゴム状のふっ素化合物の設計・製造の技術	○	
	5(6)	削除	○	
	5(7)	複合材料の設計の技術	○	
	5(8)	電波若しくは赤外線吸収材又は導電性高分子の使用の技術	○	
	6の項. 材料加工(貨物等省令:第18条)			
	6(1)	輸出令別表第1の6の項の貨物の設計・製造の技術	○	
	6(2)	輸出令別表第1の6の項の貨物の使用の技術	○	
	6(3)	数値制御装置又はコーティング装置の使用の技術	○	
	6(4)	金属加工用装置又は工具の設計・使用の技術	○	
	6(5)	液圧式引張成形機の設計・製造の技術	○	
	6(6)	被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術	○	
	7の項. エレクトロニクス(貨物等省令:第19条)			
	7(1)	輸出令別表第1の7の項の貨物の設計・製造の技術	○	エレクトロニクス
	7(2)	輸出令別表第1の7の項(16)の貨物の使用の技術	○	
	7(3)	集積回路の設計・製造の技術	○	
	7(4)	超電導材料を用いた装置(電子素子)の設計・製造の技術	○	
	7(5)	電子管又は半導体素子の設計・製造の技術	○	
	8の項. コンピュータ(貨物等省令:第20条)			
	8(1)	輸出令別表第1の8の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	コンピュータ
	8(2)	電子計算機,附属装置,これらの部分品の設計・製造・使用の技術	○	
	9の項. 通信関連(貨物等省令:第21条)			
	9(1)	輸出令別表第1の9の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	通信・情報セキュリティ
	9(2)	輸出令別表第1の9の項(1)から(3)又は(5)から(6)の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
9(3)	通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計・製造の技術	○		
9(4)	超電導材料を用いた通信装置の設計・製造の技術	○		
10の項. センサー・レーザー(貨物等省令:第22条)				
10(1)	輸出令別表第1の10の項の貨物の設計・製造の技術	○	音響センサー・レーダー	
10(2)	輸出令別表第1の10の項(2),若しくは(9)から(11),又は15の項(7)の貨物の使用の技術	○		
10(3)	光学部品の製造の技術	○		
10(4)	レーザー発振器の試験装置の設計・製造・使用の技術	○		
10(5)	削除	○		
10(6)	レードームの設計・製造の技術	○	音響センサー・レーダー	
10(7)	レーザー光に対する物質耐久性試験装置又はその試験に用いる標的の設計・製造・使用の技術	○		

別表項番	規制技術	項目別 対比表	パラメータシート	
11の項. 航法関連(貨物等省令:第23条)				
11(1)	輸出令別表第1の11の項の貨物の設計・製造の技術	○		
11(2)	輸出令別表第1の11の項(1)から(4の2)の貨物の使用の技術	○		
11(3)	削除	○		
11(4)	アビオニクス装置の設計・製造・使用の技術	○		
12の項. 海洋関連(貨物等省令:第24条)				
12(1)	輸出令別表第1の12の項の貨物の設計・製造の技術	○		
12(2)	輸出令別表第1の12の項の貨物の使用の技術	○		
12(3)	プロペラの設計・製造・使用の技術	○		
13の項. 推進装置(貨物等省令:第25条)				
13(1)	輸出令別表第1の13の項の貨物の設計・製造の技術	○		
13(2)	輸出令別表第1の13の項の貨物の使用の技術	○		
13(3)	ガスタービンエンジン,その部分品の設計・製造・使用の技術	○		
13(4)	航空機,その部分品の設計・製造の技術	○		
13(5)	ディーゼルエンジン,その部分品の設計・製造の技術	○		
14の項. その他(貨物等省令:第26条)				
14	輸出令別表第1の14の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○		
15の項. 機微品目(貨物等省令:第27条)				
15(1)	輸出令別表第1の15の項の貨物の設計・製造の技術	○	通信・情報セキュリティ (27条1項3号,5号)	音響センサー・レー ダー
15(2)	削除	○		
15(3)	水中探知装置の使用の技術	○		音響センサー・レー ダー(1~5号)
15(4)	慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用の技術	○		
15(5)	ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡によ り位置若しくは針路を測定することができる装置の使用の技術	○		
15(5の2)	水中ソナー航法装置の使用の技術	○		
15(6)	ガスタービンエンジンの部分品の設計・製造の技術	○		
16の項. キャッチオール関連品目(貨物等省令:第28条)				
16	関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類ま で、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は 第95類に該当する貨物の設計・製造・使用の技術(1から15までの 項の中欄に掲げるものを除く。)	○		